

## 静岡市海洋・地球総合ミュージアム(仮称) 整備運営事業 実施方針に関する質問への回答

- ・ 静岡市海洋・地球総合ミュージアム(仮称) 整備運営事業実施方針に関して、令和4年3月2日までに寄せられた質問のうち一部について回答を公表します。今回掲載していない質問の回答については改めて公表しますのでご承知おきください。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での本市の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和4年3月31日  
静岡市

## ■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	3	1	(1)	⑤	イ	業務範囲	東海大学およびJAMSTECと前提としている連携内容について具体的に示してください。	東海大学との覚書を別紙1、JAMSTECとの覚書を別紙2に示します。具体的な連携内容については、事業者から提案頂いた上で対話の中で協議します。
2	3	1	(1)	⑤	イ	業務範囲	東海大学およびJAMSTECと提案前に事前に連携内容の協議を行うことは可能でしょうか。またその時期はいつ頃でしょうか。	連携内容の協議については、今後実施予定の対話の中で実施する予定です。
3	5	1	(1)	①	ウ	市の支払いに関する事項	「設計・建設・工事監理に対するサービス対価は、設計・建設期間中の一括支払い及び建設完了後から事業期間終了後までの間で支払う月賦払いとする」とありますが、これは前回公告時の『事業契約書(案)【修正版】(令和2年4月)』『別紙6 サービス対価の構成および支払方法』と同内容と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	1	(1)	⑤	ウ	市の支払いに関する事項	設計・建設期間中の一括支払いは年度毎に出来高に応じて支払われますでしょうか。	一括支払いについては、出来高に合わせて各年度終了後に支払います。なお、静岡市建設工事請負契約約款に準じて前金払いの請求があった場合は、建設業務に要する費用および工事監理業務に要する費用のうち、40%の範囲で支払いを行う予定です。
5	5	1	(1)	⑤	ウ	市の支払いに関する事項	割賦払いの対象となる金額(又は割合)はどの程度を想定しておりますでしょうか。	設計費については100%一括支払い、建設工事・工事監理費については80%一括支払いかつ20%割賦払いとすることを想定しておりますが、具体的な割合等については、入札説明書等に示します。

## ■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
6	4	1	(1)	⑤	ウ	市の支払いに関する事項	設計・建設・工事監理に対するサービス対価は、設計・建設期間中の一括支払い及び建設工事完了後からの事業期間終了までの間で支払う割賦払いとされておりますが、一括払いと割賦払いの割合及び、割賦払いの際の月々の支払い額をご教示願います。 設計・建設・工事監理は工事完了後に市へ移管した後も事業期間終了まで全額頂けないということでしょうか。	No.5を参照してください。
7	5	1	(1)	⑤	ウ	市の支払いに関する事項	開業準備に対するサービス対価は、SPCと東海大学で支払い条件が異なっており、SPCへの支払いも東海大学への支払い条件と同様に業務が発生した年度にお支払いをお願い出来ますでしょうか。	SPCの開業準備費と東海大学の開業準備費では費用の性質が異なることから、原案のとおりとします。
8	5	1	(1)	⑤	エ	事業スケジュール	運営期間がR2年公示の入札説明書で令和6年3月～20年3月までの14年間となっておりましたが、今回の実施方針では15年間となっております。事業契約の終了年月は何年何月となりますでしょうか。	最大15年間とし、終了時期は3月末を想定しています。事業開始時期の詳細は、入札説明書等に示します。
9	5	1	(1)	⑤	エ	事業スケジュール	事業期間がR2年公示内容より1年間延長される場合はそれに伴って総事業費の上限額も加算されると考えてよろしいでしょうか。	総事業費の上限額については15年間を想定したものであり、期間が短縮する場合には総事業費が減額となります。総事業費の詳細については、入札説明書等に示します。
10	5	1	(1)	⑤	エ	事業スケジュール	本施設の供用開始が令和8年1～4月となっておりますが、供用開始時期はこの期間において事業者提案との認識で宜しいでしょうか。	入札説明書等に示します。
11	5	1	(1)	⑤	エ	事業スケジュール	本施設の設計・建設、開業準備期間が令和5年～令和7年となっておりますが、令和5年1月～令和7年12月の期間であり、引渡し日や開業準備期間はその期間中で事業者の提案による、という理解でよろしいでしょうか。	引渡し日については入札説明書等に示します。  開業準備期間については必須としているものの期間は入札説明書等に示しますが、提案としているものの期間については事業者の提案とします。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
12	5	1	(1)	⑤	オ	SPCの収入	<p>附帯事業により得られる収入についても収受できるとありますが、駐車場料収入についてもSPCが収受できると考えてよろしいでしょうか。またその場合の料金設定の上限等がありますでしょうか。</p>	<p>一般利用者向けの駐車場の設置は想定しておりません。そのため、駐車場収入について、SPCが収受するような状況が生じることも想定しておりません。</p>
13	5	1	(1)	⑤	カ	ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに関する事項	<p>ミュージアムショップ及びレストランカフェ以外の附帯事業による収入(駐車場料収入等)をSPCが得る場合、当該面積の目的外使用料は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案内容次第で、附帯事業においても目的外使用料の対象となりえます。</p>
14	5	1	(1)	⑤	カ	ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに関する事項	<p>目的外使用料の1㎡あたりの概算額をお示しください。</p>	<p>施設の建設費、延床面積、築年数、土地の固定資産評価額などから算定するもので、提案される施設規模等により変動します。 仮に、建設費90億円、延床面積9,500㎡、令和4年度に完成した時点として計算すると、年額で約48,500円/㎡となります。 なお、対象面積や対象建設費の考え方は協議します。</p>
15	5	1	(1)	⑤	カ	ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに関する事項	<p>SPCは使用料を毎年市に納付するものとする、とありますが使用料の計算方法をご教示ください。</p>	<p>No.14を参照してください。</p>
16	5	1	(1)	⑤	カ	ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに関する事項	<p>ミュージアムショップ及びレストラン・カフェの使用料をお示しください。</p>	<p>No.14を参照してください。</p>

## ■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
17	6	1	(2)	①		選定方法	静岡市内業者の本件参画への誘導策(例：SPC業務における市内業者の参画の義務付け他)等についてのお考えをお聞かせください。	本事業は政府調達契約案件となるため、ご提示いただいたSPC業務における市内業者の参画の義務付け他は想定しておりません。 ただし、前回公告時における落札者決定基準では、評価項目として「地域社会・経済への貢献」を定めていた経緯がありますので、参考としてください。 なお、今回公告時の具体的な考え方については、入札説明書等に示します。
18	7	2	(2)			募集及び選定に関するスケジュール	入札説明書等の公表から提案書提出まで3ヶ月と非常に短く、本事業は規模が大きいため、事業者側での検討期間も相応に必要になりますので、提案書提出までの期間を7ヶ月程度確保お願い出来ますでしょうか。	スケジュールについては入札説明書等に示しますが、ご意見として承ります。
19	7	2	(2)			募集及び選定に関するスケジュール	特定事業の選定・公表、入札説明書等の公表、参加表明書等の受付締切、提案書の提出期限まで、本件が全国でもほぼ事例のないPFI案件であることを考えますと、多くの応募者を誘導するためには、タイトなスケジュール(コンソーシアムメンバーの組成・設計・積算・各業務の履行内容確定・資金調達他)と思えますが、この点についてのお考えをお聞かせください。	スケジュールについては入札説明書等に示しますが、ご意見として承ります。
20	8	2	(3)	②		事業者対話の実施	事業者対話では、今回提出する質問以外の内容を確認・質問させていただくことは可能でしょうか。	可能ですが、事前に質問されていない内容については後日の回答となることがあります。
21	9	2	(4)	①	ア	応募者	弁護士、会計士、税理士及びSPC管理を担う企業等は構成員や協力企業とはならずSPCより直接業務を受託することは可能でしょうか。	本事業そのものの業務ではない、弁護士、会計士、税理士等の事務手続き等に関しては構成員または協力企業とはならず、直接業務を請け負うことは可能です。 一方、SPCから本事業の業務(SPC管理を含む)を受託する者は構成員または協力企業となってください。

## ■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
22	10	2	(4)	①	ウ	代表企業	設計・建設期間と維持管理・運営期間で代表企業を変更することは可能でしょうか。	原則認められません。
23	10	2	(4)	②	ア	一般的要件	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が構成員、協力企業として参加する場合、個別の資格要件はなく、一般的要件のみ満たせば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	12	1	(4)	②	イ	各業務にあたる者の要件	認定は、同事業の参加資格申請、令和4年5月予定までの認定でよろしいでしょうか？	入札参加資格申請時点において有効な各種認定を求めるものとします。
25	12	1	(4)	②	イ	各業務にあたる者の要件	要件cについて、維持管理実績の建物の用途は不問でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
26	12	1	(4)	②	イ	各業務にあたる者の要件	令和4・5年資格認定とは静岡市の入札参加資格認定でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
27	11	2	(4)	②	イ	2) 建設業務にあたる者	建設業務を建設共同企業体を組成し行う場合、建設共同企業体メンバーとなるためには、参加表明書に記載されたメンバーに限られる等の制約があるのでしょうか。例えば、参加表明書に記載されていない企業とのJV組成も認めて頂けるのでしょうか。お考えをお聞かせください。	SPCから本事業における業務を直接受託する者は、構成員または協力企業として、参加表明書への明記を求めています。 なお、選定されなかった応募者の協力企業は、SPCの業務等を支援及び協力することは認めておりますが、SPCから本事業における業務を直接受託することは認められません。  なお、参加表明書に記載されていない企業について、原則SPCから業務を受託することは認めていませんが、市長が特に必要と認める場合には業務を受託することを認めております。  そのため、入札参加していない企業が、本事業における業務を直接受託することについては、市長が特に必要と認める場合に認められる場合があります。
28	12	2	(4)	②	イ	4) 維持管理業務にあたる者	維持管理業務に関して、JVを組成する場合についてのお考えをお聞かせください。	No.27を参照ください。
29	13	2	(4)	②	イ	5) 運営にあたる者	本項目は運営業務にあたる者のうちの1者が満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	13	2	(4)	②	イ	5) 運営にあたる者	運営実績業務についてはどの様に根拠を示せばよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
31	13	2	(5)	②	ウ	落札者の決定	落札者が資格を欠くに至った場合における手続きをご教示願います。また、資格を欠いた者へのペナルティ(違約金等)は予定されていますでしょうか。	入札説明書等に示します。

## ■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
32	14	2	(6)	③		SPCの設立	本施設をSPCの所在地として登記することは可能でしょうか。	可能です。
33	15	3				SPCの責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	市、東海大学、JAMSTEC、SPC等本事業で協力および連携する関係者との具体的な契約スキームおよびリスク分担をお示してください。	入札説明書等に示します。
34	15	3	(2)			定例打ち合わせの実施及び三者協議会（仮称）の開催	本件は、市・SPC・東海大学の三社が協力して行う事業となっているため、提案書等の作成段階(特に、設計段階)で東海大学のご意向等を確認する必要があると思われませんが、この点についてのお考えをお聞かせください。	今後の東海大学との対話等については入札説明書等に示します。
35	15	3	(2)			定例打ち合わせの実施及び三者協議会（仮称）の開催	提案書作成段階で東海大学との打合せが困難な場合、提案書提出後(金額等の提案後)に東海大学のご意向により、設計書等の変更が発生し、提案金額等の変動が生じた場合には、市がご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。お考えをお聞かせください。	事業者対話の中で東海大学との対話を実施させていただくことで、提案書作成段階において東海大学の意向等を入札説明書等の範囲内で反映いただくことを想定しております。 また、東海大学が実施するSPCが実施する設計業務・建設業務に対する協力等により、設計書等の変更が発生した場合には、全体事業費の範囲内で市が変更の可否を判断します。
36	18	4	(3)			施設の位置づけ	登録博物館への登録に関する業務は、施設設置者である市が行う者と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、登録に係る資料提供等についてSPCにご協力をお願いする場合があります。



■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
37	18	4	(3)			施設の位置づけ	関係機関、協議会等への加盟が必要となった場合の手続きや費用は貴市にてご負担いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	関係機関、協議会等への加盟は、事業者の提案によるものであることから、事業者による手続きや費用の負担を原則とします。 ただし、事業期間中に事業者の提案や事業者の責によらず、関係機関、協議会等への加盟が必須となった場合の手続きや費用については、本事業に直接関係する法令等の新設・変更による場合も想定されるため、協議によるものとするを想定しています。
38	19	6	(2)	②		市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置	貴市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合において、貴市のご負担により必要な修復その他の措置を講じる場合はございますでしょうか。	市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合においては、市負担により措置を講じることを想定しています。
39	19	6	(2)	②		市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置	連携先の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合は、貴市の責めに帰すべき理由として②記載の措置を受けるとできると理解して宜しいでしょうか。	統括管理業務を適切に実施したにも関わらず、連携先の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合において、SPCの負担とすることは想定していません。
40	19	6	(2)	③		当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、事業期間中の割賦払いとなっている設計・建設・工事監理業務に係るサービス対価の取り扱いについてご教示願います。	原則として、事業期間中の割賦払いとなっている設計・建設・工事監理業務に係るサービス対価を減額することは想定していません。

## ■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
41	19	7	(1)			法制上及び税制上の措置に関する事項	事業所税が課税される諸室等をお示いただけますでしょうか。	事業の用途に供する部分（バックヤード、事務室含む）がすべて課税対象です。市が専用して使用する部分、福利厚生用途（例：職員の休憩室）がある場合には、課税面積から控除されます。
42	-	-	-	-		各者の関係性	貴市、東海大学様、SPCの関係性(契約形態、サービス対価の流れ)についてお教えてください。	入札説明書等に示します。
43	-	-	-	-		プロフィットシェア・ロスシェア	すでに公開されているPPP導入可能性調査結果報告書ではプロフィットシェア・ロスシェアの考え方が記載されておりますが、現時点での考え方についてお教えてください。	前回入札公告時と同様の考え方を想定しています。